

# 博士学位論文審査要旨

2013年12月10日

論文題目：ケアサービスの準市場－日本・韓国の事例を足がかりにして－

学位申請者：李 宣英

審査委員：

主査：社会学研究科 教授 埋橋 孝文

副査：社会学研究科 教授 上野谷 加代子

副査：東京経済大学 経済学部 准教授 金 成垣

要旨：

本論文は、「準市場（Quasi-Market）」理論を援用しながら、高齢者ケアサービスの分野で、①イギリス出自の準市場理論が日本、韓国に適用できるか、②イギリスと日本、韓国における準市場形成過程に違いはあるか、③日本、韓国における準市場はいかに有効に機能しているか、を理論的、実証的に明らかにすることを目的としている。

今日、高齢者ケアサービスのあり方をめぐって各国とも模索状態が続いているが、純然たる公的行政サービスでもなければ市場メカニズムだけによるサービス供給でもない形が主流である。そうした中で、また政策評価基準がまだ明確になっていない中で、理論研究、歴史研究、統計的実証研究の3つのアプローチを駆使して上記目的の解明に努めている点が評価される。

本論文は序章と第1章～第8章および終章からなる。序章では先行研究の詳細な検討をおこない、研究の社会的背景と準市場理論の有効性および本論文の目的を明らかにしている。第1章～第3章では、ル・グランの「準市場」理論を概観し、その5つの成功前提条件を日本と韓国の介護保険サービスについて比較・検証し、「介護報酬の低さからクリーム・スキミングが発生する」可能性などを指摘している。

第4章～第5章では「準市場の形成過程の歴史的検討」がおこなわれ、「財政主体と供給主体の分離」が、イギリスでは1990年代初頭であるのに対して日本では1950年代、韓国では1970年代に生じており、両国における介護保険制度の施行（日本2000年、韓国2008年）とのタイムラグが存在していることが明らかにされている。

第6章～第8章では、サービスの利用量と供給量および市場集中度の実証的日韓比較をおこない、たとえば、日本では在宅介護サービスが都市部に集中し、韓国では施設介護サービスが農村部に集中しているなどの、「公平性」の観点からみた問題点を浮き彫りにしている。

終章では、準市場理論を援用して初めて明らかになったファクト・ファインディング、たとえば日本では供給者間の競争が十分におこなわれていないことなどを整理している。またその一方で、準市場理論の不十分性、つまり、5つの成功前提条件をめぐってそれぞれの評価基準が明確でないこと、イギリス、日本、韓国などにみられる準市場形成における「タイムラグ」の視点がない点などを指摘している。

本論文は、イギリス発の準市場理論を日韓の介護ケアサービス市場に初めて本格的に適用し多くの新しい知見を得たこと、しかもその作業を通して準市場理論そのものの内容豊富化に寄与したこと、日本と韓国における介護ケアサービス供給の問題点を実証的に明らかにしたことで、きわめてオリジナリティの高い研究であると評価される。

以上によって、本論文は、博士（社会福祉学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしい

ものであると認められる。

## 総合試験結果の要旨

2013年12月10日

論文題目：ケアサービスの準市場 —日本・韓国の事例を足がかりにして—

学位申請者：李 宣英

審査委員：

主査：社会学研究科 教授 埋橋 孝文

副査：社会学研究科 教授 上野谷 加代子

副査：東京経済大学 経済学部 准教授 金 成垣

要旨：

2013年12月10日（火）10時から1時間30分にわたり、申請者による公開学術講演会を渓水館1階会議室においておこなった。引き続き、12時から約1時間にわたり、上記3名の主査・副査による口頭試問をおこなった。

公開学術講演会においては、申請者は博士学位申請論文に関する講演をおこない、準市場理論を用いての日韓介護ケアサービス市場の問題点を明らかにし、また、財政主体と供給主体の分離をめぐるタイムラグを視野に入れての理論の豊富化の途を明確に示した。講演会出席者からの質問に対しても的確に回答した。

また口頭試問において、審査委員からの学位申請論文内容と社会福祉学に関する質疑に対して的確に回答し、豊かな知識、学力を有していることを証明した。同時に、論文作成に関する外国語能力（英語）を十分に保有していることが確認された。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

# 博士学位論文要旨

論文題目：ケアサービスの準市場－日本・韓国の事例を足がかりにして－  
氏名：李宣英

## 要旨：

本研究は「日本と韓国における高齢者ケアサービス準市場の現状」を理論的および実証的に解明することを目的とする。

イギリスの経済学研究者であるル・グラン (J. Le Grand) による準市場理論が日本でも韓国でも最も一般的に援用されている。しかし、それだけではイギリスとは異なる「日韓における準市場の運用システムの仕方」(保険原理の活用) や「歴史的な背景の中での準市場」(かなり以前から続いてきた圧倒的に多い民間組織の供給割合) などは説明できない。そこで、イギリスのみならず日本と韓国における準市場の形成過程を明らかにすることを通じて、欧米諸国とは異なる日本・韓国における準市場の独自の特徴を把握する必要があると考えられる。さらに、ル・グランが主張している準市場の成功前提条件を参考にしつつ、以上の特徴を考慮に入れた評価軸を通して、日本と韓国の高齢者ケアサービスの準市場がいかに有効に機能しているかを把握する。

この目的を達成するために、以下の 3 つの基本的視点と 3 つの検討課題を設定した。まず、基本的視点は以下のとおりである。①日本と韓国は他の欧米福祉国家にくらべ、国家（公的部門）が福祉サービスを主導的に供給してきた歴史がほぼなく、民間部門が福祉サービスを主導的に供給してきた歴史が長い。そのように民間部門が福祉サービスの供給において先頭の役割をはたすことになった背景は、欧米諸国とは時期的にも政策的にも異なる。②そのため、イギリスで提唱された準市場理論が日本や韓国の状況を十分に反映したものではないにも関わらず、そのまま用いる傾向が強い。③準市場理論に即して現状を把握している実証研究が全般的に少ない。

以上の 3 つの基本的視点に基づいて、次に、以下の 3 つの検討課題を設定した。①日本と韓国のケアサービス準市場はイギリスで提唱された準市場理論に照らし合わせてみれば、どのような準市場の要素をもっているのか、②準市場理論は日本と韓国のケアサービス準市場にも適用できるか。また、イギリスとは異なる日本・韓国における準市場の特徴としては何が挙げられるか、③日本と韓国におけるケアサービス準市場は実際、どのように機能しているのか、現状はどうなっており、今後の課題としては何があるのか。

第 1 の検討課題「日韓のケアサービスにおける準市場的要素に関する検討」に対する答えを探るために、第 1 章では、準市場概念などの理論的検討を行った。ル・グランによる準市場概念と日本の研究者による準市場概念の整理を通じて、準市場概念の特徴と日韓の現状における準市場の要素について明らかにした。次に第 2 章では、イギリス・日本・韓国のケアサービス制度の紹介と準市場研究の動向を検討した。その上で、第 3 章では、日本・韓国のケアサービス制度上における準市場の構造について日韓比較を行った。以上の検討過程の中で、準市場の理論的限界を提示し、日韓の準市場における特有性を模索する必要性を示した。

社会福祉学問領域において、「準」の要素は「公的関与」が行われる側面、いわば「市場参入の制限」「設備・人員配置基準」「行政の監督・評価」などを指す。そして「市場」の要素は「市場的要素」、いわゆる「営利追求の可能」「利用料の支払い」「供給者間の競争」や「利用者の自由な選択」などが挙げられる。

それらの基準に従って日本と韓国の準市場構造について比較分析を行った結果、特徴的な点は、

日本はサービスの種類によって自由な市場の参入を制限していることに比べ、韓国はその制限の水準が非常に低いことである。一方で、人員配置基準については、大きな違いはなかった。しかし、施設の人員配置基準において、韓国は社会福祉士の義務配置を規定していることに比べ、日本はそのような規定がないことが挙げられる。

なお、日韓両国とも要介護認定を通じてサービスの購買権を与えていること、また介護報酬を通じてサービスの価格をめぐる競争を禁止していること、さらに利用者には一定の本人負担分を設けていることは共通点として挙げられる。

次に、第2の検討課題「準市場理論と日韓の現状との整合性検討とその特徴」に対する答えを探るために、第4章と第5章において、日本・韓国におけるケアサービス準市場の歴史の検討を行い、いかなる変化を経験してきたかを明らかにすることによって、イギリスとは異なる日本・韓国のケアサービス準市場の特徴が浮き彫りになった。以上の検討から、日韓の準市場における特有性を導き出し、それらを反映したうえでの実証分析が必要であることを新たな課題として提示した。

日本と韓国のケアサービスにおいても多様な準市場要素が機能しているため、その評価を行うにあたって準市場理論の適用が有効である。しかし、イギリスは財政主体と供給主体の分離によって、準市場化が進められた一方で、日本と韓国では、各国において介護保険制度が導入される数十年前からすでに財政主体と供給主体が分離されていた。言い換えると、イギリスを含む欧米国家においては、国家福祉の拡大過程を経た後、それを縮小、あるいは再編する過程の中で、財政主体と供給主体の分離という手法で準市場メカニズムが導入されたのである。しかし、日本・韓国の場合、福祉サービス自体を拡大していく過程の中で、それを促すための1つの手法として準市場メカニズムが活用されてきたのである。そのように、イギリスと日本・韓国との準市場の形成においてタイムラグが存在している点とその形成過程が大きく異なる点などが相違点として挙げられる。そこで、「財政と供給の分離」を前提としているイギリスの準市場理論をそのまま日本と韓国の状況に当てはめるには限界があることになる。

そのほか、イギリスは地方自治体が購入者として位置づけられ、供給者は入札競争を通じて購入者と契約を結ぶ仕組みとなっている反面、日本・韓国は利用者が購入者として位置づけられ、利用者が自ら供給者を選択し、両者が政府（自治体）の介入がない状態で直接、契約を結ぶ仕組みとなっており、構造的なシステムも異なっている。

また、イギリスは、同じ量のサービスを利用したとしても、所得や資産によって異なる費用を支払う「応能負担」である一方で、日本・韓国は、利用したサービスの量に応じて同一な費用を支払う「応益負担」となっている。前者は、利用者の経済的状況を考慮して対応する「福祉的措置」に近いが、後者は新自由主義的な価値の「平等」に立脚している「市場原理」に近い。したがって、利用料負担の算定方式においては、日本・韓国がイギリスよりもさらに市場化の方向へ進んでいるといえよう。

最後に、第3の検討課題「ケアサービス準市場の現状と課題」を明らかにするため、第6章ではケアサービスの利用量と供給量の分析、第7章では市場集中度の分析を統計資料に基づいて行い、また、第8章ではル・グランの準市場成功前提条件に基づいたインタビュー調査を韓国の現場を対象として実施することによって、準市場の姿を明確にした。以下では、「準市場の成功前提条件」に従ってまとめる。

第1に、市場構造の問題である。日韓両国とも供給量は十分とはいえない、特に韓国は利用量が全般的に低いこと、また、日本においては在宅介護サービスの供給に地域間格差が大きく、韓国においては、施設介護サービスの供給に地域間格差が大きいことが挙げられた。また、日本は株式会社による供給の増加が著しく、韓国は個人による供給の増加が著しい。

第2に、情報の非対称性の問題である。ケアサービスの特性上、情報の非対称性は常に存在する。しかしながら、日韓両国とも主にインターネットを活用して、事業者の情報を公開したりする方法をもちいて情報の非対称性をなくすために努力している。一方で、実際、高齢者が事業者を選択する際には、それらの情報より口コミや知人からの紹介など、インフォーマルな情報に依存していることが明らかになった。

第3に、取引費用と不確実性である。これについては、詳しく検討することはできなかつたが、韓国においては損害賠償保険への加入を義務化しており、日本においては、そうでない点から韓国の方が不確実性への対応をより着実にしているといえよう。

第4に、動機づけである。とりわけ、韓国においては、老人長期療養保険法で定めている利用規定以外に、自治体レベルで別の規定（例えば、補助金支給規定や未認定者に対する自己負担制限規定）を設けており二重規定となっている問題から、特定の組織にはインセンティブとして作用していることが、他の特定の組織にはディスインセンティブとして作用していることが明らかになった。韓国政府は、多様な組織が平等に競争を行うことができるように基盤整備を行う責任を果たすべきであろう。

第5に、クリーム・スキミングである。分析の結果、介護報酬の低さにより、重度の高齢者より軽度の高齢者を選好する問題、そして男性介護職員の不足により、介護職員が男性の高齢者より女性の高齢者に対するサービス提供を選好する問題からクリーム・スキミングが発生していることが明らかになった。両方の問題とも日韓両国においてよく指摘されている問題であり、今後は介護報酬の改正と男性介護職員を増やすための対策を講じるべきであろう。

全体を通して、本論文は、一方で、準市場理論にもとづいて日韓の介護保険市場の特性を明らかにし、その改善の方向を明らかにしつつ、他方で、準市場理論の豊富化に向けた検討課題を明らかにした。今後はイギリス・日本・韓国のみならず、さらに多くの国家を含めて準市場の特徴を探ると同時にそれぞれの国の歴史の中でそれを捉える、いわば「横」の類型論と「縦」の動態論がクロスする準市場の研究を深めていく必要があると考えられる。